

小規模保育事業 もりのこルーム 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園に入園される方に説明すべき内容は次のとおりです。

1. 事業運営主体

名 称	社会福祉法人みおつくし福祉会
所 在 地	大阪市天王寺区東高津町 1 2 - 1 0 市社会福祉センター内
電 話 番 号	0 6 - 6 7 6 5 - 5 6 1 1
代表者氏名	理事長 田丸 卓嗣

2. 事業所の概要

施 設 の 種 類	小規模保育事業A型
施 設 の 名 称	もりのこルーム
施 設 の 所 在 地	大阪市城東区森之宮 2 - 9 - 1 0 6
連 絡 先	電話番号 0 8 0 - 3 5 0 1 - 0 2 1 3 FAX 0 6 - 6 9 6 7 - 6 9 1 6 (森之宮保育園共通)
管 理 者	姜 陽淑
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする3歳未満の児童
認 可 定 員	0歳児 3人 1歳児 4人 2歳児 4人
利 用 定 員	満1歳以上満3歳未満の児童 8人 満1歳未満の児童 3人
開 設 年 月 日	平成29年4月1日
事 業 所 番 号	2710052002575

3. 事業の目的・運営方針

もりのこルーム（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供にあたっては入園する児童の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとします。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭と緊密な連携の下に児童の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとします。
- (3) 当園は、児童の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等

を行うよう努めるものとします。

4. 当園における設備の概要

(1) 施設

建物	構造	鉄骨造 2 5 階建のうち 1 階
	延べ面積	5 2 . 2 8 m ²
屋外遊戯場		公園 3 , 4 8 0 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
保育室	2 室	生活スペース・プレールーム
その他	調理設備、沐浴設備、児童用トイレ、児童用手洗い	

5. 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 29 年度厚生労働省告示 117 号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び延長保育の提供

「9. 保育を提供する時間」に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 延長保育

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要時間量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る児童に対し、「9. 保育を提供する時間」に記載する規定する時間外において保育を提供します。

(3) 食事の提供

森之宮保育園より運搬

(4) 行事等の連携

森之宮保育園と連携

(5) その他

希望すれば、当園卒園後に森之宮保育園 3 歳児クラスへの入園が可能です。

6. 職員の職種、員数及び職務の内容

令和 7 年 4 月 1 日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤		非常勤	備考
管理者	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1			
保育士	専門的知識及び技術をもって、園児の保育及び園児の保護者に対する保育に関する指導を行う	6	2		4	

当園では、「大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月 22 日大阪市条例第 101 号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

＜各職種の勤務体系＞（小規模保育事業 A 型の場合）

	勤務体系
管理者	勤務時間帯 7:30 から 18 : 30
保育士	勤務時間帯 7:30 から 18 : 30

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7. 保育を提供する日

保育を提供する日は月曜日から土曜日までとなります。ただし、年末年始（12月29日～1月3日）・祝祭日は休園となります。

なお、行事等によっては家庭で保育をお願いすることがあります。日程は事前にお知らせします。

8. 共同保育

連携施設森之宮保育園と共同で保育を行う場合があります。

- ① 土曜日や朝夕人数の少ない時間帯
- ② お盆・年末年始などの自由登園期間
- ③ 家庭協力日
- ④ 連携施設「森之宮保育園」との共同保育

9. 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりです。

（1）保育標準時間認定に係る保育時間

- ・ 平 日 午前7時30分～午後6時30分
- ・ 土曜日 午前7時30分～午後6時30分

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合7:30から18:30までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

（2）保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8:00から16:00までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7:30から8:00まで又は16:00から18:30までの範囲内で、延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては、市町村に支払う通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

10. 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

(1) 食事の提供方法

連携施設 森之宮保育園に委託 運搬

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

なお、行事や厨房の清掃等によってお弁当のご協力をお願いすることがあります。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9:45	11:30～	14:30	
1歳児	10:00	11:30～	15:00	
2歳児	10:00	11:30～	15:00	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギーがあればご連絡ください。(医師の診断書が必要です)

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応(医師の指示書が必要)

食物アレルギー対応マニュアル有

11. 特別支援保育事業の取組状況

地域社会の中で、支援を要するこどもと共に育ちあうことを基本的な考え方として特別支援保育を行っています。

12. 連携施設

当園は、保育を適正に実施し、当園における保育終了後も継続的に児童の受入先が確保されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しております。

(1) 連携施設

森之宮保育園

運営主体	社会福祉法人みおつくし福祉会
所在地	大阪市城東区森之宮2-1-47
電話番号	06-6967-0212

(2) 連携内容

ア 園児に集団保育を体験させるための機会の設定、その他保育の内容に関する支援

イ 代替保育(当園の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当園に代わって提供する保育をいう。)の提供

ウ 当園における保育の提供終了に際しての当該児童の継続的な受入れ

13. 利用料金

(1) 特定地域型保育に係る利用者負担(保育料)

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める利用者負担額(月額)を当園にお支払いいただきます。

ただし、転居等やむを得ない理由により月の途中で退所する場合について

は、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1) に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

14. 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

15. 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 児童が満3歳に達したとき（ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供します。）
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

16. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	医療法人三和会福田医院
医院長名又は医師名	福田 吉彦
所在地	大阪市城東区鳴野東 2-12-2
電話番号	06-6961-3279

(2) 歯科

医療機関の名称	なかがわ歯科医院
医院長名又は医師名	中川 新二
所在地	大阪市城東区中浜 3-16-24
電話番号	06-6962-1400

17. 緊急時の対応

(1) 保育の提供を行っているときに、児童に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は近隣の病院・医師、児童の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとします。

- (1) 保育の提供により事故が発生した場合は、大阪市及び、児童の主治医に連絡するとともに、すみやかに必要な措置を講じるものとします。

- (2) 「当園」は事故の状況や事故に際して、採った処置について記録するとともに、必要な措置を講じるものとします。
- (3) 児童に対する保育の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、しかるべき賠償を行うものとします。

18. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。			
防災設備	・自動火災報知設備	有	・消火器	有
	・非常警報器具・設備	無	・誘導灯	有
	・スプリンクラー	有	・避難器具	無
	・カーテン、敷物、建具等で可燃性のものの防災処理			
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。			

19. 当園における警報発令、地震発生時等の対応について

暴風警報等発令時	大阪市域に暴風警報または特別警報が発表された場合、次のとおり対応します。 ・開園時刻までに発表された場合、原則として休園します。 ・開園後に発表された場合、発令された時点で休園します。可能な限り速やかなお迎えをお願いします。
・大阪市が河川氾濫の「警戒レベル3（高齢者等避難）」以上発令 気象庁が発表する「警戒レベル3相当」は含まない。 ・高潮に関する大阪府、市からの早めに避難の呼びかけがあった場合	・開園時刻までに発令され、避難区域に該当した場合は休園します。 ・開園後に発令された場合、発令された時点で休園します。可能な限り速やかなお迎えをお願いします。
地震発生時	大阪市内24区のうちのいずれか1区でも震度5弱以上を観測した場合、次のとおり対応します。 ・開園時刻までに発生した場合、原則として休園します。 ・開園後に発生した場合、発生した時点で休園します。可能な限り速やかなお迎えをお願いします。 ・保育終了後に発生した場合、翌日は休園します。

津波警報・大津波警報 発表に伴う避難指示発 令	津波警報・大津波警報発表により避難指示発令があった場合、次の避難指示該当区に所在する保育園では、次のとおり対応します。 ・開園時刻までに発令された場合、原則として休園します。 ・開園後に発令された場合、安全な場所へ避難して安全を確保しますので、可能な限り速やかなお迎えをお願いします。 【避難指示該当区】 北区・都島区・福島区・此花区・中央区・西区 港区・大正区・浪速区・西淀川区・淀川区・旭区 城東区・鶴見区・住之江区・住吉区・西成区
その他	災害などを起因とする交通機関の運転取りやめや、感染症が発生した状況等により保育所の運営ができない（十分な職員数を確保できない場合や停電している場合、また建物の被害状況などにより安全な保育に支障をきたす等）時は休園する場合があります。

20. 台風等災害時について

台風等災害時において、下記の通り取り扱うものといたします。

- (1) 午前 7 時の時点で、大阪市に特別警報又は暴風警報（以下「警報」という。）が発表されている場合、休園となります。
- (2) 午前 9 時までに警報が解除された場合、園内の安全確認を行い、警報解除 2 時間後より園児の受け入れを行います。
- (3) 午前 10 時までに警報が解除された場合、園内の安全確認を行い、警報解除 2 時間後より園児の受け入れを行います。ただし、昼食準備ができませんのでお弁当の持参をお願いします。
- (4) 午前 10 時から午後 0 時（正午）までに解除された場合、園内の安全確認を行い、警報解除 2 時間後より園児の受け入れを行います。ただし、自宅で昼食を食べて登園してください。
- (5) 午後 0 時（正午）を過ぎても警報が継続して発表されている場合は、臨時休園とします。
- (6) 保育中(保育園開園時間内)に警報が発表された場合は、速やかにお迎えに来てください。(アプリでお知らせする場合があります。) また、台風等の災害時には災害・気象情報にご注意ください。

- (7) 保育中に特別警報が発令された場合臨時休園となりますが、保育園周辺の災害状況を確認・判断し、園で子ども達をお預かりするほうが安全な場合など、登降園管理システムの緊急連絡アプリにて状況をお知らせします。
- (8) 災害等による計画運休等により、J R 環状線・大阪メトロ中央線・鶴見緑地線の全線が運休の場合、職員出勤不可能の場合、また園長が子ども達の安全が確保できないと判断した場合は臨時休園とする場合があります。

21. 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 虐待防止研修に職員が参加
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

22. 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用 相談窓口	・窓口担当者 山内 陽子 ・ご利用時間 9:00 ~ 17:30 ・電話番号 080-3501-0213 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
法人相談窓口 (本部事務局)	コシエ ナガタ 西江・永田	電話番号 06-6765-5611

※ 苦情解決の実績等はホームページに掲載しています。

23. 利用者に対しての保険の種類・保険事故

(保険者の保険金支払義務を具体化させる事故)・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	AIG 賠償責任保険
保険の内容	施設賠償責任保険

24. 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	1人	2人	3人
1歳児	4人	4人	4人
2歳児	4人	4人	4人

25. 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	無	
自己評価の実施状況	有	

26. 保健衛生

- (1) 予防接種は、できるだけ入所までに受けておいて下さい。特に結核健診（BCG）は入園までに受けておいて下さい。
- (2) 感染症に罹られた場合は、治療の上、医師の意見書を提出してから登園してください。
- (3) 当園で発熱された時は、37.5 度になりましたら保護者に連絡します。
体調により熱が低くても激しい下痢・嘔吐などの場合、二次感染を防ぐためお迎えをお願いする場合があります。
- (4) 薬を持参される場合は、必ず職員に 1 回分の薬と投薬書を一緒に手渡しして下さい。薬は医師より処方された薬に限ります。

27. 子ども・子育て支援法第 51 条第 2 項若しくは第 4 項又は第 57 条第 2 項若しくは第 4 項の規定により公表・公示された旨（適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無）なし

28. 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
送 迎	車での送迎はご遠慮ください。利用いただける駐車場はありません

別表

1. 特定地域型保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分、実費分）

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
延長保育料	保育短時間認定（８時間認定）の方で８時以前又は１６時以降の保育を希望する場合の保育料（大阪市基準） <u>※事前の申請が必要です。</u>	月額 30分延長 2,000円 1時間延長 4,000円 1時間30分延長 6,000円 2時間延長 8,000円 2時間30分延長 10,000円 3時間延長 12,000円
超過保育料※１	各認定による保育時間を越えた場合の保育料（１５分毎）	１回 300円
諸経費	全体行事や保険等に係る費用	月額 800円
クラス行事費	遠足などクラス毎行事に係る費用 ※クラス毎に、その年度の保育計画に合わせて行事を決めます。 ※２歳児は、森之宮保育園の子ども達と、バス遠足に出かけることもあります。	・実費徴収 ・バス代 2,300円程度
新年度用品代	クラス毎に必要な用品費用 カラー帽子（１歳以上）・お便り帳 ※ 右の値段は、新入児用です。進級児は引き続き使用するものもあります。	・０歳児 1,950円程度 ・１歳児 3,100円程度 ・２歳児 3,300円程度
保護者会費	保護者会の運営費（全児） ※保護者会独自で運営されます	月額 300円 第２子以降は 200円

※１ 超過保育に係る利用者負担

各認定による保育時間を越えた場合は１５分毎に超過保育料をいただきます。

保育標準時間認定（１１時間保育）の方・・・お迎えが１８時３０分を過ぎた時

保育短時間認定（８時間保育）の方・・・登園が８時以前になった時又はお迎えが１６時を過ぎた時

◎延長保育を申し込まれた方は、申請時間を越えた場合に超過保育料をいただきます。

◎１日で登園とお迎え両方で越えてしまった場合は、越えた時間を合算して超過保育料を算定します。

不平等が起こらないようにするため、事前連絡の有無や理由によらず時間で判断します。御理解とご協力をお願いします。

２． 徴収方法

- ・保育料、諸経費、クラス行事費、超過保育料、延長保育料、用品代
・・・ゆうちょ銀行より口座引き落としとなります。
- ・保護者会費・・・入園時及び進級時に、一括納付または前・後期に納付してください。
上記の１以外に徴収が必要な場合は、事前に御連絡致します。

令和 7 年 4 月 1 日発行